

【資料第3号】
教育推進部児童青少年課

都型学童クラブの東京都認証学童クラブ事業への移行について

1 概要

東京都において、「学童クラブ事業における子供の最善の利益を考慮した育成支援（子供の健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供」を目的として、国基準に都独自の基準を加えた認証学童クラブ制度が創設され、令和7年4月から運用が開始されている。

これを受け、現在実施している文京区民間学童クラブ運営費補助事業（都型学童クラブ）について、認証学童クラブ制度を活用し、質の向上等を図る。

2 現行制度からの主な変更点

区分	(改正後) 認証学童クラブ	(現行) 都型学童クラブ
専用区画	当面の間は、児童1人につき、1.65 m ² 以上 ※将来的には、児童1人につき、1.98 m ² 以上	児童1人につき、1.65 m ² 以上
規模	1支援につき、10人～40人 ※41人から45人は、経過措置を設定（令和9年度まで）	1支援につき、10人～70人
職員体制	<ul style="list-style-type: none">1支援単位につき、支援員を3人以上配置（その2人を除き、補助員でも可）1支援単位につき、2人は常勤の支援員を配置 <p>※都が示す基準では常勤支援員の最低基準は1人</p>	1支援につき、支援員を2人以上配置（その1人を除き、補助員でも可）
質の評価	<ul style="list-style-type: none">東京都福祉サービス第三者評価の受審都による報告徴収及び立入調査等の仕組みの導入直接申込やサービス内容などの公表	—
利用料	月額14,000円を上限	※現行制度では利用料の上限を設けていないが、区内の施設については月額30,000円程度となっている

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------|-------------|
| 令和7年11月 | 議会報告 |
| 令和8年1月 | 認証学童クラブ設置申請 |
| 4月 | 認証学童クラブへ移行 |

<対象施設>すべての都型学童クラブ

No.	施設名	住所
1	ベネッセ学童クラブ 音羽	音羽1-1-7 正進社ホールディングスビル3階
2	ベネッセ学童クラブ 春日	春日1-11-14 SG春日ビル2階
3	ベネッセ学童クラブ 千石	千石2-26-3 寿永ビル1階
4	ベネッセ学童クラブ 本郷	本郷2-25-10 本郷トーセイビルIV 4階
5	ベネッセ学童クラブ 本駒込	本駒込1-11-1 トラビ文京白山3・4階
6	ベネッセ学童クラブ 護国寺	目白台3-28-10
7	テンダーラビング学童クラブ 関口	関口2-4-11
8	After Schoolミライン 文京GARDEN	小石川1-5-1 文京ガーデンノーステラス202、203
9	スター・チャイルド学童クラブ千駄木校	千駄木3-44-2 ダイヤビル2階
10	アドボコ+ 白山	白山1-36-2 ライオンズマンション文京白山108